髙和果公報

発 行 高 知 見 ク 一 丁目 2 番 2 0 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

ページ

目 次

 ○道路の区域変更 (3件)
 (道路 課)
 1

 ○道路の供用開始 (2件)
 (別別)
 1

 ○建築基準法による道路の位置の指定
 (建築指導課)
 2

 公告
 (人事課)
 2

 ○開発行為に関する工事の完了
 (都市計画課)
 2

高知県内水面漁場管理委員会指示 〇もくずがにの採捕の禁止についての指示

正誤

告 示

◎正誤(平28・9・23付け規則)

告 示

高知県告示第610号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安田東洋
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川	村久木字	È	前	4. 3	71
久木日ノ地897番36 地先から 安芸郡北川村久木字 久木日ノ地897番14	後	A	4. 3	71	
地先まで		1安		5. 9	

	В	}	157
		44. 4	

高知県告示第611号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	幡多郡三原村芳井字 上市中原1045番38か ら		3. 6	188
幡多郡三原村芳井字 上市中原1045番67ま で		後	9. 5	188

高知県告示第612号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

X	間	変列後の		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑 字大駄馬10 ら 宿毛市小筑 字船ノ川山 まで	50番1か 紫町石原		A	3. 9 { 28. 1	338

宿毛市小筑紫町石原 字大駄馬1061番1から 宿毛市小筑紫町石原 字船ノ川山1881番8 まで	前	В	9. 2 { 59. 6	230
宿毛市小筑紫町石原 字大駄馬1061番1から 宿毛市小筑紫町石原 字船ノ川山1881番8 まで	後		9. 2 } 59. 6	230

高知県告示第613号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年11月4日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村久木字久木日 ノ地897番36地先から 安芸郡北川村久木字久木日 ノ地897番14地先まで	157	平成28年11月 4

高知県告示第614号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年11月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名窪川船戸
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
キノ彳	子 7 邦四	番 4 万十	地先 町市	カル	原字ホ う 原字荒	311	平成28年11月 4 日

高知県告示第615号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

平成28年11月4日

高知県知事 尾﨑 正直

地名	地 番	幅員(メートル)	延 長 (メートル)	備考
香美市土佐 山田町字須 江野開	596番19	6. 00 8. 48	25. 82 10. 20	

公 告

高知県表彰規則(昭和31年高知県規則第51号)第2条第1項の 規定により、平成28年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰 した。

平成28年11月4日

高知県知事 尾﨑 正直

功績分野	氏名				住所
教育関係	氏	原	憲	=	高知市中万々
商工業関係	本	Щ	秀	_	高知市大川筋二丁目
同	大	勝	敬	文	土佐市高岡町丙
農林業関係	土住	生くる	ろしま	お農	須崎市多ノ郷甲
	業情	8同約	且合属	計	
	部				
水産業関係	北	村	光	明	南国市久枝
社会福祉関係	春	田	和	美	安芸市本町四丁目
同	北	村	和	彦	室戸市室戸岬町
同	藤	本	忠	嗣	高知市東久万
保健衛生関係	島	本	政	明	高知市帯屋町二丁目
同	髙	畄	榮	\equiv	香美市土佐山田町
同	Л	村	明	廣	高知市南万々

 災害防除関係
 安
 松
 幹
 夫
 高知市大津乙

 同
 宮
 本
 慶
 澄
 香南市野市町中ノ村

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成28年11月4日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成28年7月8日 28高都計第254号	南国市田村字釋迦堂 甲526番 1 の一部ほ か	室戸市羽根町乙 3209番地327 株式会社土佐力舎 代表取締役 竹 中 幸市
平成28年10月 5 日 28高都計第462号	(第1工区) 南国市久礼田字マナ ベ2番1ほか	南国市小篭808番 地1 高知県トラック団 地事業協同組合 代表理事 小松 秀則
平成28年9月8日 28高須土第755号	須崎市西町二丁目 127番12ほか	愛媛県松山市姫原 三丁目 4番13号 株式会社ベルモニ ー 代表取締役 武智 正晴

内水面漁場管理委員会指示

高知県内水面漁場管理委員会指示第94号

もくずがにの資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおりもくずがにに関し、採捕の禁止を指示する。

平成28年11月4日

高知県内水面漁場管理委員会会長 山本 幹男

- 1 指示の内容
- (1) 採捕の禁止の期間

12月1日から翌年の7月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと連接して一体を成す水 面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関又は地方公共団体(大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。)が、もくずがにに係る調査、試験研究又は種苗生産を目的として採捕する場合(当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。)は、適用しない。

3 指示の有効期間

平成28年12月1日から平成29年11月30日まで

Ο.

私

恒

榖

正誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平28・9・23	号外41	◎規 則	3	左 (30·31)	中山間対策担当	中山間対策
			8	右 (22)	進捗状況に関する評価	に関する評価
					進捗状況の公表等	の公表等